

長浜市訓令第31号

長浜市文書管理規程（平成18年長浜市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第44条第2項中「火曜日及び木曜日」を「月曜日、水曜日及び金曜日」に、「午後3時」を「午後4時45分」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、総務課長が必要と認める場合についてはこの限りでない。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。